## 保育所入所申込書

令和 年 月 日

幌泉郡えりも町長 様

亿	護	ᆂ	工	Ø
一不	豆支	18	ᇇ	Œ

次															
		ふりがな				自		宅							
保	護者氏名				電	<i>/</i> \	携帯電	電話							
						話番	父	勤務	先						
現	住 所	字				号	母	携帯電	包話						
الك		-				13	勤務	先							
	所 申 込 童 氏 名	ふりがな			男	マリ	ノル	□あ	り(						)
入児					女	ギー	ーの	※食	物ア	レル	ギー、	アト	・ピー性皮	膚炎	などを記載
		令和 4	<b>∓</b>	月 日生	( 歳)	月	無	□な	し						
		第1希望		保	育所(着	<b>希望</b> 理	里由								)
		第2希望		保	育所(衤	f望3	里由								)
入す	所 を 希 望 る 保 育 所	希望している保育所以外に空きがあった場合								]入所する	3 <b></b>	入所しない			
,		送迎バスの利用(中央・庶野保育所のみ)※1歳半以上利用可							口利用する 口利用しな						
		延長保育の	利用(	中央保育	所のみ)								]利用する	5 <b></b>	利用しなし
1 ±	世帯で2人以	<mark>上の児童の</mark> 2	人所申込	<mark>∆みをして</mark>	こいる場	合		1人だ	けで	も入戸	所する		1人だけ	ではノ	入所しない
/D =	ちの字歩を	令和	1 年	月	日	;	から	令和		年	J	月	日	ま	で
	育の実施を 望する期間	利用曜日      利用時間													
								うまで							
								<u> </u>	_						
_	氏	名	続柄	性別			月 E	3		聙	<mark>t業・</mark>	勤務	先等		特記事項
申込	氏	名	続柄	男・女	T•S•H•R	•	<mark>月 日</mark> .	3		稍	<mark>t業・</mark>	勤務	先等		特記事項
申込児童	氏	名	続柄	男・女男・女	T·S·H·R T·S·H·R	•	月 E ・			稍	<mark>t業・</mark>	勤務	<mark>先等</mark>		特記事項
申込児童と同	氏	名	続柄	男・女 男・女 男・女	T·S·H·R T·S·H·R T·S·H·R	•	•			崩	<mark>t業・</mark>	勤務	<mark>先等</mark>		特記事項
込児童と同	氏	名	続柄	男・女 男・女 男・女 男・女	T·S·H·R T·S·H·R T·S·H·R		•			崩	<mark>找業・</mark> !	勤務	<del>5</del> 先等		特記事項
込児童と同	氏	名	続柄	男・女 男・女 男・女 男・女 男・女	T·S·H·R  T·S·H·R  T·S·H·R  T·S·H·R	· · ·	•			稍	<b>战業・</b>	勤務 ———	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		特記事項
申込児童と同居する者	氏	名	続柄	男・女女女女女女女女女女女	T·S·H·R  T·S·H·R  T·S·H·R  T·S·H·R  T·S·H·R	· · ·	•			稍	t <mark>業・</mark>	<b>勤務</b>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		特記事項
込児童と同居する者				男男男男男男	T·S·H·R  T·S·H·R  T·S·H·R  T·S·H·R  T·S·H·R  T·S·H·R	· · · · · · ·									
込児童と同居する者	氏			男・女女女女女女女女女女女	T·S·H·R  T·S·H·R  T·S·H·R  T·S·H·R  T·S·H·R  T·S·H·R	· · · · · · ·			昭和					月保証	<b>特記事項</b> 雙開始)
込児童と同居する者				男男男男男男	T·S·H·R T·S·H·R T·S·H·R T·S·H·R T·S·H·R T·S·H·R	· · ·	・ ・ ・ ・	いる(		· 平,	ず・令			月保証	
込児童と同居する者		給の有無		男男男男男の	T·S·H·R T·S·H·R T·S·H·R T·S·H·R T·S·H·R T·S·H·R	· · ·	・ ・ ・ ・	いる(		· 平,	ず・令			月保証	
込児童と同居する者	E活保護の受 	給の有無		男男男男男的子	T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ な っ っ っ っ っ っ	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	いる (	だ	·平原	<b>或・</b> 令	和	年		雙開始)
込児童と同居する者 二 二 ( )	E活保護の受 	<mark>給の有無</mark> 	口 <sup>到</sup> 以	男男男男男給下口	T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<b>いる</b> ( で く	だに	<ul><li>平原</li><li>さい</li></ul>	<b>或・</b> 令	和	年		<b>養開始</b> )
込児童と同居する者 二 二 ( )	E活保護の受 	<mark>給の有無</mark> 	口 <sup>到</sup> 以	男男男男男給下口	T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R  T・S・H・R	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<b>いる</b> ( で く	だ 能活動	<ul><li>平原</li><li>さい</li></ul>	<b>或・</b> 令	和	年 — — — 転入誓	<b>全</b>	<b>養開始</b> )
込児童と同居する者 二 二 ( )	E活保護の受 	<mark>給の有無</mark> 	口 <sup>到</sup> 以	男男男男男給下口	T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R  T・S・H・R	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<b>いる</b> ( でく □ 求! その(	だ 能活動	<ul><li>平原</li><li>さい</li></ul>	<b>或・</b> 令	和	年 — — — 転入誓	<b>全</b>	<b>養開始)</b>
込児童と同居する者 一 二 二	E活保護の受 	<mark>給の有無</mark> 	口 <sup>到</sup> 以	男男男男男給下口	T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R T・S・H・R  T・S・H・R	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<b>いる</b> ( でく □ 求! その(	だ 能活動	<ul><li>平原</li><li>さい</li></ul>	<b>或・</b> 令	和	年 — — — 転入誓	<b>全</b>	<b>養開始)</b>

## 保育所へ入所できる基準 該当すると思われる番号に〇を付けてください

- 1 居宅内外で労働することを常態としていること
- 2 妊娠中または出産後である(入所期間は産前6週産後8週の期間を限度)
- 3 病気やけが、または心身の障がいを有する
- 4 同居または長期入院等の親族の介護・看護をしている
- 5 地震、風水害、火災等の災害の復旧にあたっている
- 6 仕事を継続的に探している(入所期間は90日を限度)
- 7 学校に在学しているまたは職業訓練を受けている
- 8 虐待やDVのおそれがある
- 9 育児休業取得時に、すでに保育所を利用している兄姉がいて、継続利用が必要であると認められるとき

**四十一 コマレッチ・ロレバチ・コチ・・・** 田土

10 その他①~⑨の事由に類するものとして町が認める場合

保育所へ入所させなければならない埋田	
入所決定する判断基準となりますので詳細に記載してください	
	<u> </u>
	_

※記載欄が不足する場合は、適宜用紙を追加のうえ記載してください。

## 同 意 事 項

署名

- ① 保育料の算定等、必要な場合には担当職員が保護者の方(世帯員含む)の町税の賦課 状況等について、調査・確認を行います。
- ② 保育所に児童を入所させるにあたり、下記の事項に該当する場合は、「保育の実施の解除」「保育所退所勧告」を受ける場合があります。
- (1) この申込書に虚偽の記載があった場合
- (2) 保育所へ入所できる基準に該当しなくなった場合
- (3) 特別な理由なく1か月以上登所しなかった場合
- (4) 保育料を滞納し、納付する意思が認められない場合(別途、財産の差し押さえや児童手当からの天引き等、滞納処分の対象となります。)
- (5) その他保育の実施に支障をきたす事由が発生した場合